

# 高知テクノパーク地区計画

香美市役所建設課

計 画 書

高知広域都市計画の変更（香美市決定）

都市計画 高知テクノパーク地区計画を次のように決定する

1 地区計画の方針

名 称	高知テクノパーク地区計画
位 置	香美市土佐山田町テクノパークの全部
面 積	約11.6ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標 <p>本地区は香美市土佐山田町の中心市街地から東方向約5kmに位置し、道路交通体系が整備されたアクセス条件が良好な場所である。また自然環境に恵まれており、高知工科大学など他施設の集積度が高く、道路、公園、緑地等の工業団地に関連する地区施設も整備されており、企業立地に適した地区である。</p> <p>本地区は、高知工科大学に隣接する産学連携の拠点として先端技術、研究開発型企业などの立地を図ることで、県経済の活性化に繋げていくために開発された。</p> <p>この開発趣旨に沿った、建築物等の規制誘導を積極的に推進し、周辺の環境との調和を図りながら、工業団地としてふさわしい環境と良好な景観を形成かつ保全することを目標とする。</p>
	土地利用の方針 <p>本地区は工業関連施設の積極的な立地を図るとともに、緑に囲まれた良好な工業団地の形成、保全を図る。</p>
	地区施設の整備方針 <p>本地区において整備される、道路、公園、緑地等の地区施設は、今後ともその機能、環境が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備方針 <p>良好な工業団地の形成、保全を図るために、次の事項について必要な基準を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の用途の制限</li> <li>2 壁面の位置の制限</li> <li>3 垣又は柵の構造の制限</li> <li>4 意匠形態の制限</li> <li>5 敷地地盤高の変更の制限</li> </ol>

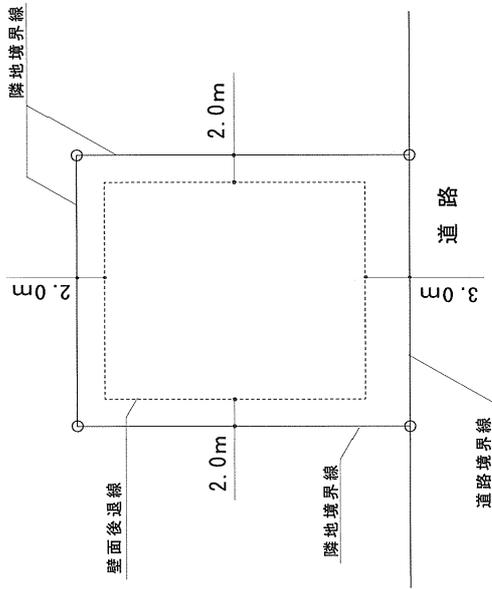
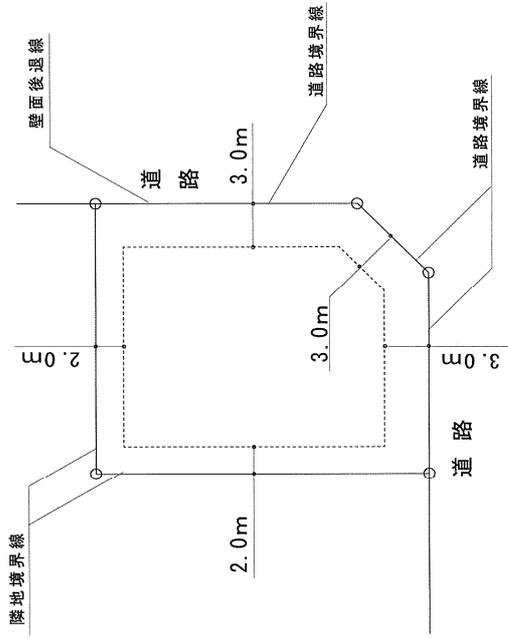
2 地区整備計画

<p>建築物等に関する事項</p>	<p>建築物の用途の制限</p>	<p>当地のに建築することができる建築物は、次に掲げる業種等に該当するものとする。(業種については日本標準産業分類に準拠する。)</p> <p>1 製造業 日本標準産業分類の大分類E－製造業に該当するもの</p> <p>2 情報通信業・サービス業等 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業(コールセンター等を除く。)デザイン業、エンジニアリング業、機械設計業、非破壊検査業、計量証明業及び産業用設備洗浄業</p> <p>3 試験研究施設 高度な工業技術(バイオテクノロジーに係る技術を含む)の開発又は高度な工業技術を製品の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設(試験研究又は試作開発と一体となる製造・加工用施設を含む)</p>
	<p>壁面の位置の制限</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱面から、隣地境界線までは2m以上、道路境界線までの距離は3m以上とする。(法面を有する敷地境界線の部分については、隣地境界線までの距離は2m以上、道路境界線までの距離は3m以上とし、かつ、法肩から1m以上とする。)</p> <p>ただし、次に該当する場合は制限を除外する。 ・地盤面下に設けられる建築物等</p>
	<p>垣又は柵の構造の制限</p>	<p>1 垣又は柵(門柱及び門扉を除く。以下同じ)を設置する場合は、高さ1m以上の生け垣とする。</p> <p>2 道路に面して、巾2m以上の植樹帯を設ける場合は、次に掲げる構造の垣又は柵を設置することができる。</p> <p>(1) 高さ2m以下の透視可能なフェンス</p> <p>(2) 高さ1m以上の生け垣と前号のフェンスを併したもの</p>

	<p>建築物等の形態 又は意匠の制限</p>	<p>建築物等の外観、意匠等は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、けばけばしい色彩を避けた落ち着いたものとし、周辺の景観に配慮したものとする。</p> <p>(2) 屋上設置の設備機械及び給水管、ダクト等はできるだけ見えない工夫をし、建築物と一体的なデザインとする。</p> <p>(3) 屋外広告物は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 地色は、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観に配慮したものとする。</p> <p>イ 自家用に設置するものに限る。</p> <p>ウ 屋根面に表示しないものであること。</p>
	<p>敷地地盤高の変更 及び法面利用の制限</p>	<p>1 敷地地盤高は現況地盤面の高さを維持すること。</p> <p>2 建築物及び工作物等は法面に突き出して設けないこと。 (ただし、電柱等は除外する)</p>

「区域は計画図表示のとおり」

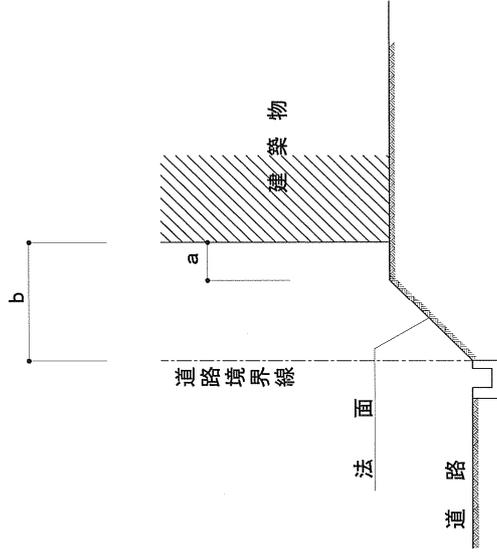
A 图



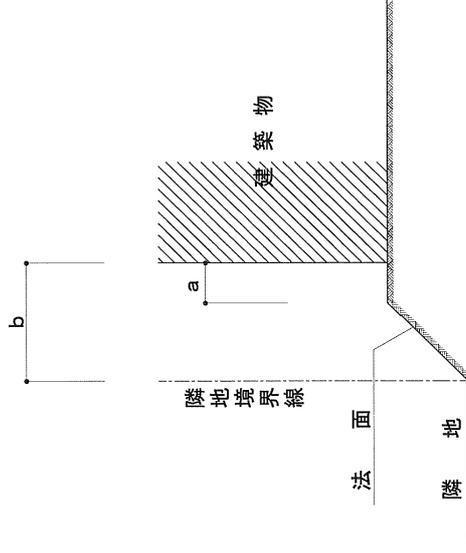
# B 図

## ■ 法面を有する敷地

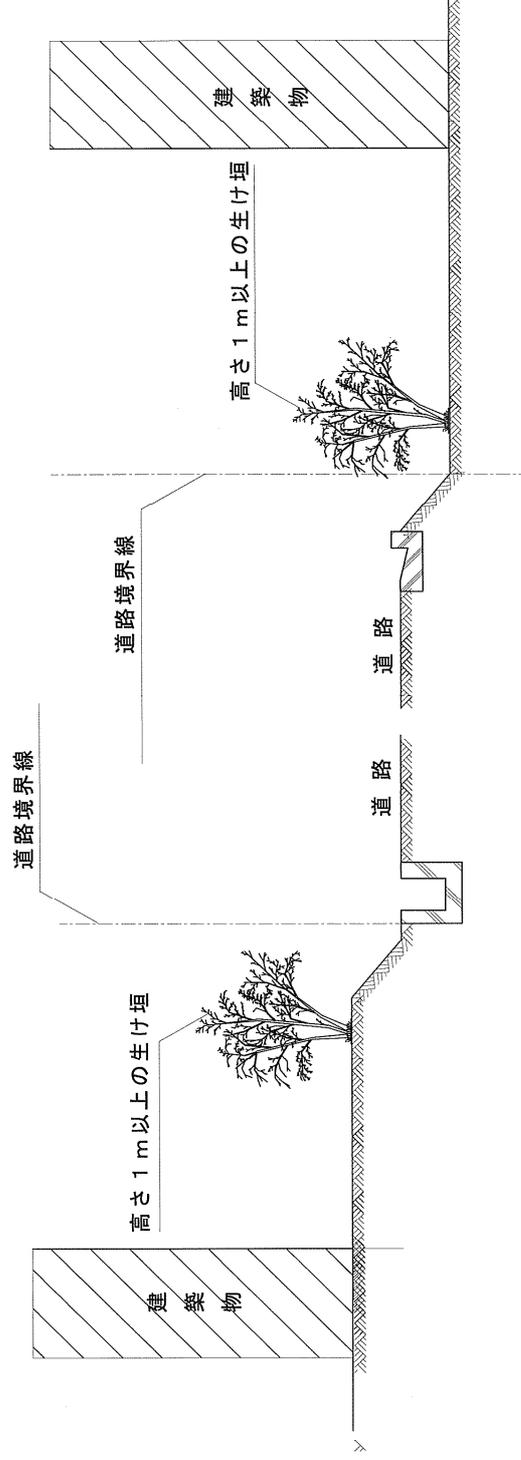
$a \geq 1.0\text{m}$ かつ  $b \geq 3.0\text{m}$



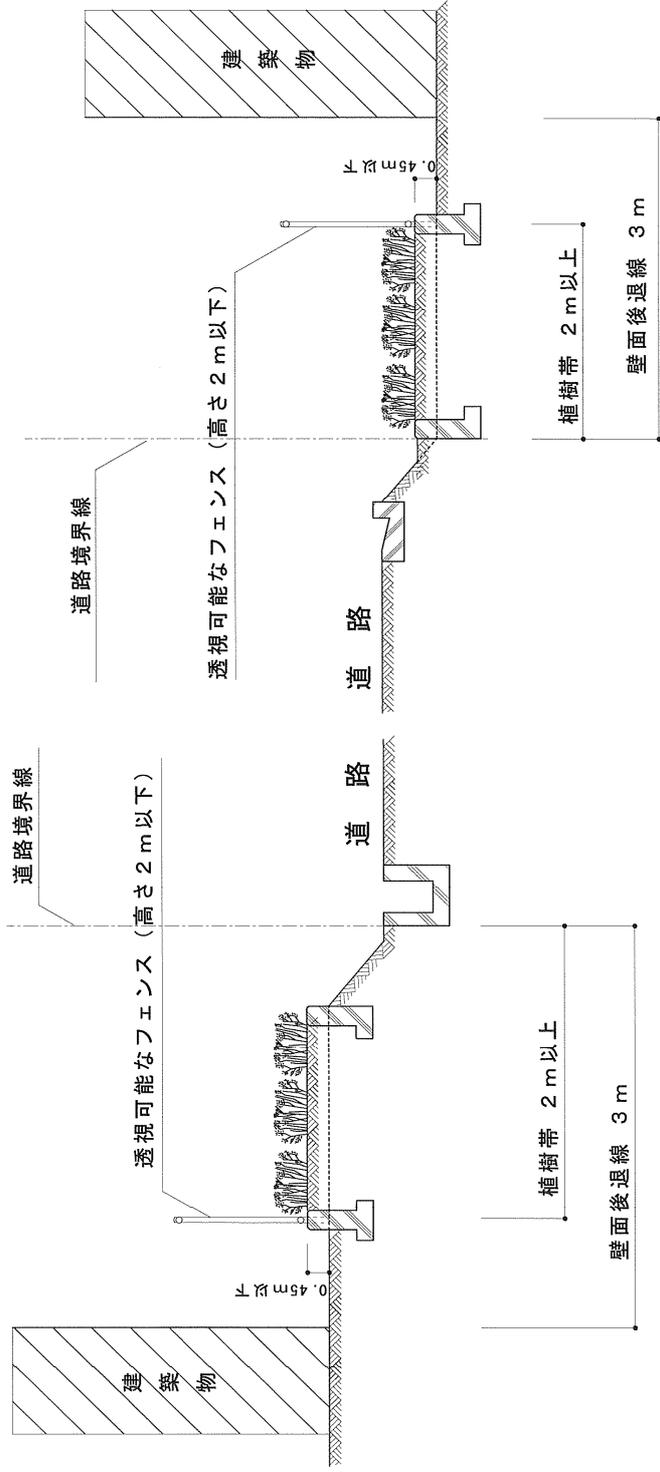
$a \geq 1.0\text{m}$ かつ  $b \geq 2.0\text{m}$



■ 植樹帯を設けない場合



■ 道路に面して植樹帯を設ける場合



## ■ 道路に面する法面の場合

